

## 中小企業オーナー社長のための、令和7年度(2025)税制改正大綱まとめ

土井会計事務所

<https://www.doikaikei.com/>

増減税	改正項目	改正内容	適用時期	コメント
↘ 減	800万円以下の軽減税率延長	本則23.2%に対し、800万円以下15%を2年延長	2027年3月31日開始事業年度まで延長	毎期の800万円以下の軽減税率枠は有効に使いましょう。 <b>毎年90万円得!</b>
↘ 減	中小企業投資促進税制延長	設備投資額の30%特別償却(資本金3,000万円以下なら7%税額控除)できる制度を2年延長。	2027年3月31日取得分まで	中小企業が一番使いやすい設備投資減税
↘ 減	経営強化税制の延長	資本金1億円以下の中小企業が経営力向上計画の認定を条件に、 <b>即時全額償却又は税額控除(10%又は7%)</b> できる制度。2年延長。	2027年3月31日取得分まで	事前手続きは面倒だが、大きな減税制度
↘ 減	企業版ふるさと納税	寄付額の最大9割の税負担軽減効果のある企業版ふるさと納税制度を3年延長	2028年3月31日寄付分まで	最低10万円以上の寄付が対象
↗ 増	法人税に上乗せ、防衛特別法人税	法人税から500万円を控除した残額に、4%の防衛特別法人税を上乗せ課税	2026年4月1日以降開始事業年度より	中小企業でも、課税所得(税前利益)2,400万円以上なら増税
↗ 増	たばこ税増税	防衛財源確保のため、加熱式たばこを紙巻たばこまで税金を引き上げて、さらにそこから、3年かけて、たばこ1本当たり1.5円増税	2027年4月から3年かけて増税	<b>1箱20本入りたばこで30円増税</b>
↗ 増	退職所得控除の二重取り排除	確定拠出年金の一時金を取得してから退職金を受け取る場合、その前年以前9年以内に使った退職所得控除の勤続期間は、重複適用できなくなる。	2026年1月1日以降の退職金支給から	すべての従業員の退職所得の特別徴収票の提出が必要に
—	法人版事業承継制度の役員就任要件の緩和	3年以上の役員就任要件を廃止し、 <b>贈与の直前に役員であれば良い</b> 制度に変更する	2025年1月1日以降の贈与から	全額猶予の代表者交代・贈与は、これまで通り2027年12月末まで
↘ 減	課税最低限の引き上げ	所得税の基礎控除を10万円引き上げて58万円に、給与所得控除も10万円引き上げて65万円に。 給与所得のみの場合、 <b>課税最低限は103万円から123万円に引上げられる。</b>	2025年から	合計所得金額2,500万円超では基礎控除ゼロ
↘ 減	大学生年代を持つ親の所得控除拡大	19歳以上から23歳未満の扶養の子について、子の給与(アルバイト)収入150万円までは親の扶養を外れない仕組みにする。それを超える場合でも一定の所得控除を認める。	2025年から	<b>大学生がアルバイトでたくさん稼いでも親の手取りが急減しない仕組みに。</b>
↘ 減	扶養控除の範囲拡大	扶養控除及び配偶者控除の合計所得金額の要件について、基礎控除の引き上げと同じ58万円とする。	2025年から	フリーターでも給与と収入のみで123万円以下なら親の扶養にできる
↘ 減	確定拠出年金の掛け金限度額引き上げ	他の年金制度がない場合、確定拠出年金の掛け金の限度額を、7,000円引き上げて月額62,000円に。 月額62,000円までが全額所得控除の対象。	確定拠出年金法の改正施行時より	所得控除のため、高所得者ほど減税効果大